



琴浦町監査委員会による定期監査報告書 第8号

平成29年5月22日

琴浦町長 山下 一郎 様

監査委員会

琴浦町議会議長 手嶋 正巳 様

琴浦町教育委員会教育長 小林 克美 様

琴浦町農業委員会会长 福田 昌治 様

琴浦町監査委員 山根 弘和

同 桑本 始

定期監査報告書



地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度下半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

平成29年4月27日(木)、4月28日(金)、5月1日(月)の3日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「工事請負等実施状況」「備品購入状況」「委託業務実施状況」「補助金交付状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、子育て健康課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係書類

の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては、概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 注意事項

① 工事請負等の落札率について

今回提出された平成28年度工事請負等実施調書によると、契約件数115件、当初契約金額合計1, 285, 101, 160円、平均落札率96. 1%であった。

契約件数の内訳は、指名競争入札93件、随意契約22件であった。

随意契約のうち、公共田越地区(28-1工区)工事不落札後1社(参加業者数、以下同じ)18, 144, 000円、赤崎浄化センター脱水機修繕工事1社4, 844, 880円、東伯浄化センター造粒汚泥ポンプ修繕工事1社1, 436, 400円、船上小学校圧力ポンプ取替工事3社1, 231, 200円、八橋小学校地震災害復旧工事3社1, 242, 000円、琴浦町立学校給食センター一棟及び瓦補修工事3社572, 400円の6件が落札率100%であった。

工事請負契約の落札率については、以前にも意見を述べたところであるが、指名競争入札、随意契約等どのような契約方法であっても、最大の費用対効果の実現に向けて、予定価格の設定等、十分に留意検討されたい。

② 備品購入と予算執行の確認・指導について

備品購入状況調書によると、契約件数30件、契約金額合計28, 640, 972円であった。

このうち、琴浦保育園4歳児室エアコンは3月15日、八橋小学校学習用ボードは2月9日、浦安小学校漢字イラストカードは2月22日など、年度末近くに契約がなされているものがあった。速やかに契約を行えば、備品購入の効果も上がる。

備品購入は予算措置後、速やかに契約手続を行われたい。

また、予算の執行が適期に行われているかどうかを確認し、行われていない場合には、速やかに実施するよう指導する仕組み及び体制について、検討されたい。

③ 予算の補正と決算見込について

予算額と決算見込額との差が20%以上の事業は、一般会計及び介護保険等6特別会計合計131事業、予算額合計2, 854, 324千円であった。

主な理由としては、繰越事業19件、3月末までの実績に対応が必要なもの5件、4～5月に執行が確定するもの25件、予備費3件のほか、少額であるもの37件、補正要求もれ6件などであった。

ちなみに平成27年度決算においては、一般会計歳出予算現額11, 370, 750千円、支出済額10, 833, 248千円、翌年度繰越額348, 933千円、不用額188, 569千円、執行率95. 3%、不用額は前年比43, 703千円の増であった。

3月補正予算作業を行う1月中旬の時点で、事業別の執行見込をしっかり行い、可能なものは予算を補正する必要があると思われる。今後検討の上、対応されたい。

④ 時間外勤務と業務の工夫・改善について

平成28年度の時間外勤務合計は6, 379時間、時間外勤務手当は15, 125, 170円で、27年度の5, 789時間、13, 297, 264円に比べ、時間110. 2%、金額113. 7%であった。これは昨年10月に発生した鳥取県中部地震の対応が影響しており、11月の時間外勤務は1, 309時間(前年比320. 0%)、金額3, 244, 553円(同343. 8%)であった。

時間外勤務の要因として、大雪・風水害などの自然災害対応のほか、国の会計検査や議会、予算、決算対応などが考えられるが、部署によって実績に差があり、年間を通して時間外勤務の多い部署もある。

必要な時間外勤務命令は当然であるが、職員の健康や勤務状況に十分配慮する必要がある。コスト意識の徹底も必要である。

業務の配分は適正か、スリム化、簡素化、効率化できる業務はないか、職場(序風)は帰りやすい雰囲気か、管理職は率先して行動しているか、有給休暇は十分取得しているか、サービス残業はないか、時間外勤務と退庁時間に差はないかなど、職員の健康管理と行政サービスの維持・向上に向けて、点検確認を行い、必要な対策を検討されたい。

